



広報
やないづ
お知らせ版

保育所入所式

4月4日（木）柳津保育所及び西山保育所の入所式が行われました。
柳津保育所には20人、西山保育所には7人のおともだちが新たに加わりました。

新入児童のみんなは保護者の方に手を引かれて元気に入場しました。
一人ひとり先生に名前を呼ばれると「はーいっ！」と大きな声で返事をすることができました。



ともだちたくさんできるといいな！！

山火事に注意しましょう

「山の火事 もとは小さな火種から」 (平成25年全国山火事予防運動統一標語)

山火事は空気が乾燥し、草木が芽吹く前の春先に多く発生しています。燃えてしまった森林を元の姿に戻すには多くの時間が必要です。ふるさとの自然を守るため、火の始末には十分気をつけましょう。

山火事を起こさないために次のことに注意しましょう

- 枯れ草等のある場所では、たき火をしないこと。
- 強風時及び乾燥時には、たき火、火入れをしないこと。
- たき火の場所を離れるときには、完全に消火すること。
- 火遊びはしないこと。
- たばこの吸い殻は必ず消すとともに、投げ捨てはしないこと。



問 会津坂下消防署柳津出張所 電話42-2150

事業系一般廃棄物の適正処理について

事業所から出る廃棄物は、法により自らが適正に処理しなければなりません。当町の事業系一般廃棄物(事業所から出される産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。)の処理方法については、次のとおりですので適切に処理してください。

事業系ごみの処理方法

- (1) 町が許可する一般廃棄物収集運搬業者へ業務を委託する。
- (2) 自らがごみ処理場へ搬入し、処分料を支払う。

可燃ごみ、不燃ごみ → 「会津若松広域市町村圏整備組合 環境センター」

発泡スチロール → 「産業廃棄物処理施設」

現在、町のごみ収集に出している事業所(店舗等)については、適正に処理するよう御理解と御協力をお願いします。

(※) 事業者の一部から、「排出するごみの量が少ないため、別に収集業者に頼まなくても町のごみ収集だけで十分足りている。」という声がありますが、事業者はごみの量に関わらず上記のとおり、自らが適正に処理しなければなりません。

問 町民課保健衛生班 電話42-2118

ワクチンの定期予防接種について

「子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン」が、平成25年4月1日から定期予防接種となります。定期予防接種とは、予防接種法で接種する事が義務づけられている予防接種で、接種費用は無料となります。

対象者及び接種方法等は下表のとおりです。

ワクチン名	対象年齢	回数		間隔
子宮頸がん 予防ワクチン	小6～高1 相当の女子 (標準的な接種 年齢: 中学1年)	3回		ワクチンの種類によって接種間隔が異なりますので、担当医師へ御相談ください。
ヒブワクチン	生後2ヶ月 から5歳未満	開始が生後2ヶ月～7カ月	初回3回 追加1回	初回: 27日(医師が認める場合20日)から56日 追加: 初回終了後7月～13月
		開始が生後7カ月～1歳	初回2回 追加1回	
		開始が1歳から5歳	1回	—
小児用肺炎 球菌ワクチン	生後2ヶ月 から5歳未満	開始が生後2ヶ月～7カ月	初回3回 追加1回	初回: 27日以上 追加: 初回3回目から60日以上
		開始が生後7カ月～1歳	初回2回 追加1回	初回: 27日以上 追加: 生後12月以降に、初回の2回目から60日以上
		開始が1歳から2歳	2回	60日以上
		開始が2歳から5歳	1回	—

※対象となる方には、後日通知いたします。

※事前予約等が必要な場合がありますので、各医療機関に御確認ください。

※子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、中学1年生相当年齢女子が標準的な接種年齢とされていることから、中学1年生から高校1年生の未接種者を対象に予診票を送付します。御不明な点につきましては、下記まで御連絡ください。

問 町民課保健衛生班 電話42-2118

献血バスの運行について

県内の献血者数は年々減少し、特に若年層の献血者数の減少が見られます。輸血用血液の安全性向上のため、体調の良い方はできるだけ400mlの献血に御協力ください。

第1回目の献血を下記のとおり行いますので、皆様の御協力をお願いいたします。

- ◆ 期 日 平成25年4月19日(金)
- ◆ 時間及び場所 午前9時30分 ~ 12時30分 株式会社ファインモールド前
午後2時00分 ~ 4時30分 柳津町役場前

献血協力者には、ふるさと商品券500円分を贈呈いたします。

問 町民課保健衛生班 電話42-2118

畜犬の新規登録及び狂犬病予防注射について

4月24日(水)、26日(金)の2日間、各地区で畜犬の新規登録及び狂犬病予防注射を実施します。詳細な日程等は登録者には通知してあるとおりです。

なお、畜犬の登録および狂犬病予防注射は法律で義務づけられております。忘れずに登録・接種してください。

※日程(場所、時間等)の詳細について不明な場合は、下記までお問い合わせください。

問 町民課保健衛生班 電話42-2118

霜が降りる場合には御注意を

町では、4月5日から5月31日までを期間とする柳津町防霜対策本部を設置しました。

この期間は気温の変化の激しい時期で、霜の降りる恐れが多くなります。農作物の管理には十分注意してください。

なお、霜注意報が発令された場合には、JA会津みどりや関係機関と連携を図りながら防災無線等を通じて農家への周知、適切な指導を行っていきます。

問 地域振興課農林振興班 電話42-2116

あんきょ

暗渠排水対策で農業経営の合理化を進めましょう

乾田・畑化対策及び耕作放棄地対策として、土地基盤を整備し適地適作と農業経営の合理化を推進するため、暗渠排水(客土を含む。)対策を実施する農家等に対して、経費の一部について助成を行っています。

1 補助事業の期間

平成23年度から平成25年度までの3年間

2 事業量

3年間で15haを予定(5ha/年×3年)

3 補助基準額

10a 当たり上限150千円の事業費で、補助率80%(補助金120千円が上限)

※面積については、1a(反)未満四捨五入します。

(たとえば水田面積が9.6aの場合は10aとなり、9.3aの場合は9aで補助金を算定します。)

※補助金の額に千円未満の端数が出たときは切り捨てます。

イメージ

・水田の面積が10aの場合

※事業費の上限は150千円となります。(150,000円/10a×10a=150,000円)



例1:事業費が15万円の場合(事業費が補助基準額と同額の場合)

事業費 150,000円×8/10=120,000円(補助金)

事業費 150,000円-120,000円=30,000円(個人負担)

例2:事業費が10万円の場合(事業費が限度額以下の場合)

事業費 100,000円×8/10=80,000円(補助金)

事業費 100,000円-80,000円=20,000円(個人負担)

4 対象

助成の対象となる方は次のとおりです。

- 1 町に住所を有し、かつ居住している方
- 2 生産調整達成者
- 3 集落営農組織



5 対象となる整備内容は?

助成の対象となる整備内容は、労力費、資材費、運搬費又はその他直接必要な経費です。

6 補助金の交付手続きは?

補助金交付申請書に必要書類を添付し、役場地域振興課農林振興班まで提出してください。

問 地域振興課農林振興班 電話42-2116

JR 只見線に乗って八重の桜に会いに行こう

奥会津五町村活性化協議会では、平成24年度より「只見線応援絵ハガキ」や「うちわ」の作成、東京都内での「只見線鉄道風景写真展」の開催、首都圏からの「只見線体験乗車ツアー」の実施などの活動をととしてJR只見線復興応援のための事業を実施してまいりました。

平成25年度も、地域のみなさまの御協力いただきながら、JR 只見線応援の声を大きくし復興のための後押しをするため、「JR 只見線乗車体験ツアー」を企画しました。

参加御希望の方は、奥会津振興センターへお申し込みください。

◆ 日 程 平成25年4月26日(金)

◆ 行 程 9:35 会津柳津駅発 → 10:34 会津若松駅着 → 会津藩校日新館見学 → 鶴ヶ城会館(お昼) → 鶴ヶ城見学 → 八重の桜大河ドラマ館見学 → 16:30 会津若松駅発 → 17:56 会津柳津着

◆ 集 合 JR 只見線「会津柳津駅」

◆ 参 加 料 参加費無料です(JR 只見線及び市内バス移動の費用は協議会で負担します。)

ただし、昼食代及び入館料(日新館 600 円、鶴ヶ城本丸 400 円、ドラマ館 500 円)は個人負担です。

◆ 申込期限 平成25年4月19日(金)※申し込み期限を厳守してください。

問 奥会津振興センター 電話48-5525(三島町町民センター内 奥会津五町村活性化協議会事務局)

平成25年3月分工事等入札結果

平成25年3月の柳津町建設工事等入札のうち、指名競争入札により落札価格が100万円以上の工事・委託についての結果です。

なお、100万円以下の入札結果については役場2階総務課企画財政班において閲覧ができます。

指名競争入札 【工事】

(価格:税込価格 単位:円)

入札日	工事名	工事箇所	予定価格	落札価格	落札業者
3月14日	柳津町国保診療所 旧医師住宅改修工事	大字柳津字龍藏 庵地内	2,247,000	2,079,000	鈴木工匠

問 総務課企画財政班 電話42-2112

柳津町役場職員配置図(平成25年4月1日現在)

町長 井関 庄一

副町長 星 正敏

教育長 目黒 健一郎

電話局番 0241

課等名	課長等名	班 名	班 長 名	班 員
総 務 課	鈴木 一 義	総 務 班 Tel 42-2112	横 井 伸 也	新井田美智子
		企 画 財 政 班 Tel 42-2112	新井田理恵	石川 英樹 新井田雅人 芳賀 公輔(交)
		税 務 班 Tel 42-2113	金子 佳弘	鈴木 彦隆 星 貴章 佐藤 明德(新)
		西 山 支 所 班 Tel 43-2111	天 野 一 保	鈴木 勝久
町 民 課	矢 部 良 一	保 健 衛 生 班 Tel 42-2118	菊 地 淳 一	成田 智恵 後藤 由美 佐藤 富美枝 船木 敏志 赤城 弘一 (国保診療所) 古川 晴代 杉原 和子 齋藤 幸子
		住 民 福 祉 班 Tel 42-2118	鈴木 秀 文	早川 直美 小島 彩 田部遼介(新) 鈴木 広明
	(保 育 所 長) 長谷川 富雄	保 育 班 Tel 42-2238	佐 藤 清 子	(柳津保育所) 長谷川 由利子 齋藤 美和 岩佐 美和 小川 里絵 五野井ひかる 和泉原まゆ子 伊藤 有香 鈴木 牧子 齋藤 福子 (西山保育所) 鈴木 トミイ 長谷川 育実
地 域 振 興 課	新井田 修	観 光 商 工 班 Tel 42-2114	天 野 美 穂	目黒 清志 土橋 諭 山内 麻椰(新)
		農 林 振 興 班 Tel 42-2116	横 田 勝 則	田崎あや子 田崎 真一郎 橋本 健 岩淵龍太郎(新)
建 設 課	天野 高	建 設 班 Tel 42-2117	岩 佐 亮	矢部 剛 鈴木 基永 芳賀 貴 山内 健児 木須 良行
		上 下 水 道 班 Tel 42-2117	伊 藤 諭	関 満春 佐藤 雄一
出 納 室	角田 弘(会計管理者兼室長) Tel 42-2388			杉原 満
教 育 課	金子 粧 子	学 校 教 育 班 Tel 42-2115	船 木 慎 弥	芳賀 睦(新) (給食センター) 矢部 郁子 鈴木 万里 菊地 和枝
		美 術 館 班 Tel 42-3630	田 崎 治	杉本 明郎
	ふれあい館 (中央公民館長) 鈴木 晴 美	生 涯 学 習 班 Tel 42-3511	橋 本 千 恵	ふれあい館 (柳津公民館) (西山公民館) (海洋センター) 横田 善登
議 会 事 務 局	鈴木 春 継	Tel 42-2390		田崎 好章(監査委員事務局兼務)
農 業 委 員 会	局長・地域振興課長兼務	Tel 42-2116		鈴木 貴雄(農林振興班兼務)
選 挙 管 理 委 員 会	書記長 ・総務課長兼務	Tel 42-2112		書記・樋智人(総務班兼務)
監 査 委 員 事 務 局	事務局長 ・議会事務局長兼務	Tel 42-2390		

人事交流 派遣(福島県) 佐藤 陽三 (新):新採職員 (交):人事交流

※各班への御連絡は直通電話でお願い致します。

納税カレンダー

納期	税・料	期別	納期限	備考
4月	軽自動車税	全期	4月30日	固定資産税全期前納報奨金差引納付は4月30日までの納付
	固定資産税	第1期		
5月	国民健康保険税(普通徴収)	第1期	5月31日	
	介護保険料(普通徴収)			
	水道料	4・5月分		
6月	町県民税	第1期	7月1日	町県民税全期前納報奨金差引納付は7月1日までの納付
7月	固定資産税	第2期	7月31日	
	国民健康保険税(普通徴収)			
	介護保険料(普通徴収)			
	水道料	6・7月分		
8月	町県民税	第2期	9月2日	
	国民健康保険税(普通徴収)	第3期		
	介護保険料(普通徴収)			
	後期高齢者医療保険料(普通徴収)	第1期		
9月	国民健康保険税(普通徴収)	第4期	9月30日	
	介護保険料(普通徴収)			
	後期高齢者医療保険料(普通徴収)	第2期		
	水道料	8・9月分		
10月	町県民税	第3期	10月31日	
	後期高齢者医療保険料(普通徴収)			
11月	国民健康保険税(普通徴収)	第5期	12月2日	
	介護保険料(普通徴収)			
	後期高齢者医療保険料(普通徴収)	第4期		
	水道料	10・11月分		
12月	固定資産税	第3期	12月25日	納期限にご注意ください
	後期高齢者医療保険料(普通徴収)	第5期	1月6日	
1月	町県民税	第4期	1月31日	
	国民健康保険税(普通徴収)	第6期		
	介護保険料(普通徴収)			
	後期高齢者医療保険料(普通徴収)			
2月	水道料	12・1月分	2月28日	
	固定資産税	第4期		
	後期高齢者医療保険料(普通徴収)	第7期		
3月	水道料	2・3月分	3月31日	

「納税完納推進の町」

- 口座振替の引落日は毎月25日です(休日の場合は翌営業日)
 - 固定資産税・町県民税の全期前納報奨金差引納付は第1期納期限日までです。
- 問い合わせ 町 税 : 総務課 税務班 ☎42-2113
 介護保険料、後期高齢者医療保険料:
 町民課 住民福祉班 保健衛生班 ☎42-2118
 水道料 : 建設課 上下水道班 ☎42-2117



◎納期限を過ぎると日数に応じて延滞金が加算されます。滞納になった場合、財産等の差押を行う場合があります。

「納期限を過ぎてしまったら、早めの相談を！」

納期限内に納めることが困難な方は、総務課税務班へご相談ください。

※広報やないづ4月号の「今月の納期」で軽自動車税及び固定資産税(第1期)の納期限を誤って5月1日(水)とお知らせしておりましたが、正しい納期限は上記表のとおり4月30日(火)です。